

2025年3月27日

令和7年3月愛媛県今治市・西条市における林野火災により被災されたお客さまへ

令和7年3月愛媛県今治市・西条市における林野火災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記のとおりお取扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

何卒、お気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

記

【令和7年3月愛媛県今治市・西条市における林野火災にかかる災害救助法適用地域】

県	市町村
愛媛県	今治市・西条市

※2025年3月27日現在(最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください)

1. 預金のお取引

(1)通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいたうえで、10万円を上限にお支払いいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談ください。

(2)汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3)定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口へご相談ください。

(4)被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談ください。

2. 融資のお取引

既にお借入れされているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談ください。

※詳細につきましては、最寄りの窓口までご相談ください。

以上